

令和7年2月26日

魚沼市議会議長 森島 守人 様

総務委員会

委員長 遠藤 徳一

### 総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

#### 記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について  
(2) 閉会中の所管事務等の調査について  
(3) その他
  
- 2 調査の経過 2月26日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。  
所管事務調査については、第6期(後期)総務委員会の課題について協議した。  
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。  
その他で、「魚沼市監査基準」、「魚沼市監査委員処務及び監査規程」の一部改正について、下島地内建物収去土地明渡し請求訴訟について、今冬の大雪に係る対応状況等について及び大雪に係る空き家対応について、執行部より説明を受け、質疑を行った。

## 総務委員会会議録

### 1 審査事件

- (1) 議案第 18 号 魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第 19 号 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第 20 号 魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第 21 号 魚沼市職員の寒冷地手当に関する条例等の一部改正について
- (5) 議案第 22 号 魚沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- (6) 議案第 23 号 魚沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- (7) 議案第 24 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- (8) 議案第 25 号 刑法等改正に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について
- (9) 議案第 35 号 土地の取得について

### 2 調査事件

- (10) 所管事務調査について
  - ・ 第 6 期（後期）総務委員会の課題について
- (11) 閉会中の所管事務等の調査について
- (12) その他
  - ① 「魚沼市監査基準」、「魚沼市監査委員処務及び監査規程」の一部改正について（監査委員事務局）
  - ② 下島地内建物収去土地明渡し請求訴訟について（管財課）
  - ③ 今冬の大雪に係る対応状況等について（防災安全課）
  - ④ 大雪に係る空き家対応について（地域創生課）

3 日 時 令和 7 年 2 月 26 日 午前 10 時

4 場 所 本庁舎 3 階 委員会室

5 出席委員 佐藤達雄、大桃俊彦、富永三千敏、遠藤徳一、志田 貢、森島守人

6 欠席委員 なし

7 説明員 内田市長、桑原総務政策部長、桑原消防長、富永監査委員事務局長、吉田総務政策部副部長、角屋消防次長、浅井総務人事課長、斉藤管財課長、佐藤防災安全課長

8 書 記 坂大議会事務局長、星係長

9 経 過

開 会 (10:00)

遠藤委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開催いたします。本会は定例会中の委員会ということで、9件ほど付託案件がございます。慎重審議をよろしくお願いいたします。

また、今冬の大雪ということで、2月4日に端を発しましたこの大雪でありますけれども、市も雪害対応ということで大変皆さんご苦勞様でございます。日々、市民の声に responding いただきまして、感謝を申し上げるところであります。また、議員各位におかれましては、市民の声の窓口としてこの雪害に対応いただいていると思います。まだまだ時間がかかるようにありますが、よろしくお願いいたします。雪害に対する報告も、今日は執行部からございますので、またその中で情報交換も含めまして意見交換や質疑ができたらと思っています。よろしくをお願いいたします。

それでは、本委員会に付託をされました議案について審査をお願いいたします。

#### **(1) 議案第18号 魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について**

遠藤委員長 日程第1、議案第18号 魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足して説明はございますか。

内田市長 ありません。

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。

佐藤委員 提案理由ですけれども、魚沼市の特別職報酬等審議会の答申に基づき提案されているということだと考えますけれども、この4年間を見ていきますと、今までは議員ですとかそういう報酬見直しが少なかったと思います。この審議会からは、毎年こういった提案というのはされているのでしょうか。

桑原総務政策部長 提案というよりも、市長が諮問をして、それで状況を精査した上でその答申をいただいているという会議でございます。

佐藤委員 議員の報酬改定ということなんですけれども、市民の皆さんは物価高の中で家計も厳しいやりくりが続いているのではないかと思います。それから、働く人たちの給料等の引き上げ、これは今求められていて、引き上げるという方向は大事なことだと思うんですけれども、大手の企業の場合は、物価高に近いような賃金の引き上げもあるかと思います。やはり中小ですとか零細企業は引き上げをするにしましても、引き上げ幅は物価高には到底追いつかないような、そういった状況ではないかと見ております。市では、市内の皆さんの収入の状況ですとか、あるいは中小企業の皆さんの経営の状況ですとか、そういったところはどんなふうに見ておられるのでしょうか。

桑原総務政策部長 客観的に調査をするということに関しましては、商工会を通じて実施

しております景況調査、そういったものを参考にさせていただいて把握はしておりますけれども、今回の答申につきましては、あくまでもその審議会の中で委員の皆様方がそれぞれ諸般の情勢を鑑みただけで出していたものと捉えております。

佐藤委員 物価高騰の中で、市民の収入が上がっていない中で、議員報酬の引き上げには反対いたします。報酬の改定については、もっと全体の景気が好転して、市民の暮らしが上向いている中で改定すべきではないかと考えますけれどもいかがでしょうか。

桑原総務政策部長 国を挙げて物価に負けない賃上げというようなことをうたっている中で、そういう流れをむしろ行政側からつくっていくという見方もあるかと思えますし、今回はあくまでもそういう答申が出てきたところに基づいて、こちらで提案をさせていただいたというものでございます。

おっしゃっている意味も分かりますけれども、今回はあくまでも答申に基づく提案というところでございます。

遠藤委員長 ほかに質疑はございませんか。(なし) これで質疑を終結いたします。

討論を省略し採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定をいたしました。

これから議案第18号について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

遠藤委員長 異議がありますので、挙手によって採決いたします。本案は原案のとおり決することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

遠藤委員長 挙手、多数であります。よって議案第18号 魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

## (2) 議案第19号 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

遠藤委員長 日程第2、議案第19号 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足して説明はございますか。

内田市長 ありません。

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。

佐藤委員 特別職の報酬見直しにしましても、議員報酬の場合と同様と考えます。やはり、景気が好転してからということで、現状はまずは据え置いて市民の方々とその大変さを共有する、そういったところも大事ではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

桑原総務政策部長 先ほどと同じ答えになりますが、答申に基づいて提案させていただいたということでございます。

遠藤委員長 ほかに質疑はございますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

討論を省略し採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定をいたしました。

これから議案第19号について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

遠藤委員長 異議がありますので、挙手によって採決いたします。本案は原案のとおり決することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

遠藤委員長 挙手、多数であります。よって議案第19号 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

### **(3) 議案第20号 魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について**

遠藤委員長 日程第3、議案第20号 魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足して説明はございますか。

内田市長 ありません。

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

討論を省略し採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定をいたしました。

これから議案第20号について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第20号 魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

### **(4) 議案第21号 魚沼市職員の寒冷地手当に関する条例等の一部改正について**

遠藤委員長 日程第4、議案第21号 魚沼市職員の寒冷地手当に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足して説明はございますか。

内田市長 ありません。

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

討論を省略し採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定をいたしました。

これから議案第21号について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第21号 魚沼市職員の寒冷地手当に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

### **(5) 議案第22号 魚沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について**

遠藤委員長 日程第5、議案第22号 魚沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足して説明はございますか。

内田市長 ありません。

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

討論を省略し採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定をいたしました。

これから議案第22号について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第22号 魚沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### **(6) 議案第23号 魚沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について**

遠藤委員長 日程第6、議案第23号 魚沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足して説明はございますか。

内田市長 ありません。

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

討論を省略し採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから議案第23号について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第23号 魚沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### **(7) 議案第24号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について**

遠藤委員長 日程第7、議案第24号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。執行部から補足して説明はございますか。

内田市長 ありません。

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

討論を省略し採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから議案第24号について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第24号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理については、原案のとおり可決

すべきものと決定されました。

#### **(8) 議案第 25 号 刑法等改正に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について**

遠藤委員長 日程第 8、議案第 25 号 刑法等改正に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足して説明はございますか。

内田市長 ありません。

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

討論を省略し採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから議案第 25 号について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第 25 号 刑法等改正に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### **(9) 議案第 35 号 土地の取得について**

遠藤委員長 日程第 9、議案第 35 号 土地の取得についてを議題といたします。執行部から補足して説明はございますか。

内田市長 ありません。

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

討論を省略し採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから議案第 35 号について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第 35 号 土地の取得については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### **(10) 所管事務調査について**

##### **・第 6 期（後期）総務委員会の課題について**

遠藤委員長 日程第 10、所管事務調査について、第 6 期（後期）総務委員会の課題についてを議題といたします。総務委員会の調査結果につきましては、前回の委員会で皆さんから御意見をいただき、修正・追加等を反映させたものが赤字部分となります。前もって確認をいただいているとは思いますが、改めて御意見等がありましたらお受けいたします。発言をいただき、追加の可否を図りたいと思います。

それでは、資料のほうの一読をよろしくお願ひいたします。

赤字の部分で、この前の委員会のものを反映させてございます。移住定住の関係も明記をさせていただきました。ふるさと納税につきましても、いろいろ今後課題もあるようで

ありますけれども、これは継続ということで載せさせていただいておりますし、今後の状況において随時報告をいただくということになっております。また、空き家の関係も視察等行ったものも載っておりますし、家の終活関係も網羅されているんだろうと思います。インターチェンジにつきましても、一応調査済みとはなっておりますけれども、赤字で「経済効果等については随時報告をいただく」というような書き方になっております。この部分で経済効果等については、調査等の文言が必要であればそのように修正をいたします。そういった感じのことでよろしいのですが。

佐藤委員 インターチェンジの名称変更についてなんですけれども、その効果については継続して見ていくと、かなり大きな費用がかかっていると思いますし、市民からもそういったところはどうかという声もよく聞きますので、継続して調査をしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

遠藤委員長 今、佐藤達雄委員から、継続調査という文言を一項入れておいたほうがいいんじゃないかという話がありました。調査済みではありますけれども、随時報告を受けるという形より、より強い形ということで、委員会で引き続き調査ということで。

これ、この間話に出たんですけれども、経済効果ということになると、所管が移る可能性があります。総務じゃなくて産建になる可能性もあるということで、報告を受ける程度にしておいたんですけれども、どうでしょうか。総務委員会としても、調査という部分は載せていても悪くないのかなという感じはします。

佐藤委員 所管の委員会が変わるにしましても、市民の皆さんが注目しているところだと考えます。

遠藤委員長 その辺は調整をさせていただいて、意向に沿った形にしたいと思います。

ほか、皆さんのほうでございませんか。

〔「ほかはいいです」と呼ぶ者あり〕

遠藤委員長 吉田副部長のほうで、空き家の関係で調査済みではありますけれども、移住定住を含めて積極利用の在り方について随時報告という文言を入れさせていただきました。部長に、一読していただきたいということでお願いをしていたんですけれども、執行部から何かありますか。

桑原総務政策部長 ありません。

遠藤委員長 今、家の終活の関係はどのような状況ですか。

吉田総務政策部副部長 家の終活のパンフレットにつきましては、昨年度作成し全戸配布しているところであります。今年度につきましては、その辺の情報をホームページにアップするのと、窓口等での周知というところでとどまっているので、その部分を改めて改訂作業というところも含めて、今後必要なタイミングでやっていく必要があるのかと感じております。

遠藤委員長 そういった取組がある中で、この赤字部分の移住定住等も含めて、積極利用の在り方という中に網羅されているということで判断してよろしいでしょうか。

〔「いいと思います」と呼ぶ者あり〕

遠藤委員長 ほかに委員の皆さんいかがでしょうか。(なし) それでは、今あった意見についてはこの表の中に生かされるように調整をさせていただきたいと思います。また、所管の委員会の中でもそういったことが出てくるかもしれませんが、委員長間でも意見交換も

含めて調整をしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、調査結果については、ほかに意見等もないようでありますので、今出た意見を反映させた中で次期委員会に申し送ることとしたいと思いますが、異議ありませんか。

(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定をし、次期委員会に申し送りしたいと思ひます。

## (11) 閉会中の所管事務等の調査について

遠藤委員長 日程第11、閉会中の所管事務等の調査についてを議題といたします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思ひます。これに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申出を行うことに決定をいたしました。

## (12) その他

### ①「魚沼市監査基準」、「魚沼市監査委員処務及び監査規程」の一部改正について(監査委員事務局)

遠藤委員長 日程第12、その他を議題といたします。まず、①「魚沼市監査基準」、「魚沼市監査委員処務及び監査規程」の一部改正について、執行部に説明を求めます。

富永監査委員事務局長 それでは、「魚沼市監査基準」、「魚沼市監査委員処務及び監査規程」の一部改正について、御説明をさせていただきます。議案第24号の魚沼市監査委員条例の一部改正とも関連している部分でございます。(資料「魚沼市監査基準の一部を改正する基準」により説明)

このいずれの改正につきましても、監査委員告示の扱いでございまして、2月13日付で改正を行いまして、告示をさせていただきますので、御報告という形になりますがよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。

佐藤委員 この改正は、地方自治法の改正に伴っての改正ということかと思ひますけれども、この中に第4条第1項第7号の「市長」の次に、「若しくは企業管理者」を加えてとのことで、これを加える自治法の改正の趣旨というのはどういったことなんでしょうか。

富永監査委員事務局長 この改正の部分でありますけれども、これにつきましては自治法の改正ではなくて、参考としている都市監査基準において見直しがありました。本来、自治法にそのようにうたってあるんですけども、都市監査基準にその条項の文言が漏れていたということで改正がありましたので、併せて市の基準も改正をさせていただくものでございます。

遠藤委員長 ほかに質疑はございませんか。(なし) 質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。これについては上位法の関係ということでもありますので、本件については以上としたいと思ひます。これに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。それではそのように決定をいたしました。

## ②下島地内建物収去土地明渡し請求訴訟について（管財課）

遠藤委員長　次に、②下島地内建物収去土地明渡し請求訴訟について、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長　本件につきましては、かねてより総務委員会で報告をさせていただいてきたところでございますが、下島地内にごございます市有地上に建っている所有者不在の住宅、これが老朽化したことによる周辺環境の悪化に伴う住宅の撤去の関係でございます。なお、借地料自体もずっと滞納が続いているような状況でございます。これは法的に処分したいということで訴訟の提起に踏み込ませていただきたいというものでございます。

詳細につきましては、管財課長より説明させていただきます。

斉藤管財課長　12月議会本会議で議決をいただきました下島地内建物収去土地明渡し請求訴訟の提起の進捗状況について説明いたします。（資料「下島地内建物収去土地明渡し請求訴訟について」により説明）

遠藤委員長　それでは質疑を行います。質疑はございませんか。

富永委員　今後の予定のところに記載されています、住宅解体費が800万円からということですが、この金額、我々というか一般市民から考えると非常に高い気がしますが、いかがですか。

斉藤管財課長　当該住宅につきましては、一般住宅に車庫の部分が付属されており、さらに裏手に生けすがございます。コンクリート製の基礎がある生けすがございまして、これを撤去するに当たって、委員おっしゃるとおりで一般的に見ると高額になりますが、今言ったような付属物が多い状況ですので、こういった金額となっております。

富永委員　そう言われましても、それにしても高い気がするんですが、どういった見積りを取られたのですか。

斉藤管財課長　見積りに関しては、建築物を撤去する業者に見積りを依頼しました。そのところ、2階建ての建物でして、撤去費用等、人件費の高騰、資材の高騰がありまして、この金額となったと伺っています。

富永委員　そのような説明ですけれども、それにしても高い気がします。自分の感想ですが、伝えておきます。

遠藤委員長　ほかにございますか。

佐藤委員　ここの所有者はもう既に亡くなられておりますし、遺族の方も相続放棄という中で、解体費用等がトータルで901万円かかるということです。裁判に持ち込みまして、この建物を解体するということは、その方針を裁判の中で確認するというのと、あとこの撤去費用等につきましては、結果的には市で持ち出して撤去するということになるんじゃないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

桑原総務政策部長　確かに市のほうで予算計上しないと撤去できませんので、市で一時的には計上し執行させていただきますが、当然売却費用をもって充てるということで考えております。

志田委員　先ほどの富永委員からの質問と似ているんですけども、その住宅解体費用が814万円ということは、この金額が例えば今後の前例となって、これが平均化みたいな、そういう心配はないのか。あるいは、一般住宅がこれだけ高額な金額がかかるとなると、空き家

を解体する住民の方も「これだけかかるのであればどうしようか」みたいな、そういう心配もこれから懸念されると思います。そこら辺については市としてどういう考えがあるのか、お聞かせください。

斉藤管財課長 住宅の解体費につきまして、この額が基準になるかというような御質問だと思いますが、あくまでこの住宅に関してのみの見積額でございまして、地区であったり建物の状況によって多少の額の多い少ないはあるかと思いますが、加算に関してはアスベストの撤去を含んだような額となっていますので、その分割高となっている部分があるかと思いますが、これから契約に当たっては入札になるかと思いますが、これについては予算のための金額と捉えていただけたらと思います。

遠藤委員長 ここで、しばらくの間休憩といたします。

休 憩 (10 : 35)

(休憩中、意見交換)

再 開 (10 : 40)

遠藤委員長 休憩を解き、会議を再開をいたします。

今、執行部から説明がありましたこの土地収去の関係の解体費については、今説明を受けたばかりで、高額だという意見が多いです。それでまた聞きますと、1社での調査ということであります。新年度予算には上がってきて、そこでまた議論がされるかと思いますが、執行に当たりましてはやはり複数社、最低3社以上の見積り調査をいただいた中で、これは市の負担でもあります。次にまた有効利用するためにもその費用がかからないほうがいいはずでありますので、ぜひその辺を御検討いただき、価格の設定をいただきたいと思います。これは委員会からは、見積りを複数社に依頼するようお願いということで提言とさせていただきますのでよろしく願いいたします。

それでは、この件につきましては質疑を終結いたしまして、複数社の見積りを申し入れるということで異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### ③今冬の大雪に係る対応状況等について (防災安全課)

遠藤委員長 次に、③今冬の大雪に係る対応状況等について、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長 この冬においては、今月4日から大雪に備えて警戒してきたわけでございますけれども、災害救助法の適用になりまして、市でも対応させていただいたところでございます。その辺の対応状況につきまして、防災安全課長から詳細について説明をさせていただきます。

佐藤防災安全課長 それでは、私から説明をさせていただきたいと思います。(資料「今冬の大雪に係る対応状況等について」により説明)

遠藤委員長 それでは質疑を行います。質疑はございませんか。

佐藤委員 2月4日に大雪に関する連絡調整会議が開催されまして前段階配備体制への移行ということなんですけれども、その前に記録を見ますと2月1日に小出地域で死亡事故が発生しております。2日には入広瀬地域で軽傷、守門地域で重傷といった人的被害が発生しております。この前段階配備体制に入りましたら、市民への注意喚起ですとか、そういったことがなされるかと考えますけれども、この前段階配備体制移行は、積雪深だけで判断をしているのでしょうか。どういった判断基準なのでしょうか。

桑原総務政策部長 御質問の趣旨がよく分からなくて申し訳ないんですけれども、要するに前段階配備体制への移行の時点で注意喚起を図ったかどうか、そういったことでしょうか。

佐藤委員 もう少し早く前段階配備体制の移行ができれば、そういう重症ですとか軽傷ですとか、人的被害は減らせる要素があったのではないかとこのところなんです。積雪深だけでこの移行を判断するということなのでしょうか。

桑原総務政策部長 この前段階配備体制については、前回の総務委員会でもお話ししたんですが、その週から大雪になることが予報で出ておりましたので、それを踏まえてこのような体制を取ったということでございます。なお、それぞれの配備体制の基準なんですけど、これは以前も説明させていただいたように積雪深で判断させていただいているということでございます。この配備体制を取った、取らないとって人的被害が出た出ないというところの因果関係は踏まえて判断しているものではないかとでございます。

被害は出る出ないというところで言いますのも、被害が出ないことについて出ないようにするために、注意喚起はこの冬に入る段階で市報等で十分注意はさせていただいているところでございます。この体制を敷いたからといって、特別また注意はさせていただきますが、このけがの状況等を踏まえた上で今回は判断するものではないということでございます。

佐藤委員 それから第一次配備体制への移行なんですけれども、こちらが2月6日に移行しております。こちらは、資料の下にあります配備体制の適用基準を見ますと、例えば守門地域で2メートル66が基準なんですけれども、その時点の積雪深が2メートル80。それから入広瀬地域は基準が2メートル61なんですけれども、発令時点で2メートル80と。少しタイミングが遅れているんじゃないかという気がしますけれども、その点はいかがなんでしょうか。

佐藤防災安全課長 このタイミングですけれども、この前日においてちょうどその決めている基準値を超えたような状況になっております。ただこの時点でこの先が読めたかというところになりますと、慎重に見ていく状況があったということもございます。ただ、この警戒本部体制をここで設置したということですのでけれども、実際の体制としましてはこの前から、先ほども御質問ありましたけれども、2月の初め、もしくは1月の末ぐらいから同様の体制は取っております。正式にこういった形で設定をしたとなっておりますので、この間何もしていないというわけでもございませんし、広報も十分周知していたと認識しております。

佐藤委員 先ほどお話がありましたように、人的被害は屋根からの転落ですとか、はしごからの転落といったところが多いようです。その中で、ヘルメットを着用したり、作業者安全帯をつけて作業をやっていたというところが1件しかなかったというお話でした。アンカーのロープを張っている設備を屋根につけている施設がまだまだ少ないという気がしま

すし、市民への周知、安全に対する意識の高まりも不足している気がします。そのところはいかがでしょうか。

佐藤防災安全課長 市民の周知の点に関しましては、広報、一斉に同報系無線ですとか、ラジオとか、そういったもので事前に何度も一人で作業しないようにですとか、ヘルメットをかぶるようにですとか、こういった周知はしていると考えております。それから、昨年12月ですけれども、除雪に対する講習会というのも開いております。また、このはしごに関しては、私たち防災安全課では安全はしごの普及啓発もしておりますし、あと都市整備課では屋根上のアンカー、そういった設備の補助金も出しております。そういった対応はしておりますが、引き続きそういったことを続けていきたいと考えております。

佐藤委員 屋根のアンカーですとか、軽度生活支援を受けられている方はそういうアンカーがないと業者が作業できないということで、かなり周知が進んでいるのではないかと思います。ただ、そうでない方はアンカーの設備がなされているところが非常に少ないという気がします。今後、取組を強めていきたいというところがありましたら、教えていただきたいと思います。

佐藤防災安全課長 委員の御指摘のとおりだと思います。今回の除雪の件においても、おっしゃるとおりアンカーがないために除雪を断るといったケースがあったと聞いております。その事実は事実と捉えまして、今後、介護福祉課で今回そういった件数がどれくらいあったかというデータを都市整備課、防災安全課と情報を共有しながら今後の対策につなげていきたいと考えております。

佐藤委員 今回、異常な大雪でありました。軽度生活支援を受けられている方から、金曜日でしょうか、屋根雪が大変で早く雪下ろしをしていただきたいということを、通常のルートでお願いをしているんですけども、なかなか手がなくて、私もほかの民生委員の方に伺ったりもしたんですけども、どこも手がなくて、結果的には月曜日になってしまったというような状況でした。非常に大雪で手が足りないということも分かるんですけども、何とかもっと対策が取れないものなのかという気がしているんですが、いかがでしょうか。

桑原総務政策部長 これについては十分、市としても大変な状況であるということは認識しておりますが、手が足りないというところでもってどうすればいいという決定打もない中では、やはり今後その方策については検討するというお答えしか今できないような状況でございます。

森島委員 2点ほど聞かせもらいたいんですが、1点目は18件の人的被害、こういった人たちへの慶弔規程はありましたか。

佐藤防災安全課長 慶弔規程がございますので、現在亡くなられた方については、その申請を県にするよう準備を進めているところであります。

森島委員 万難を排して一つお願いしたいと思います。

あと、もう1点はですね、私はこれだけの大雪だと、行政も大変だと思うんです。業者は今も人手不足で、オペレーターも。そういう中で私は、ぜひ防災安全課から各地域の区長さん方に、市道の角を出るところの車と車が接点する場所等、そういうところの雪庇落としを協力してくださいというような文書でも出してですね、やはりそういうような形を取っていかなきゃならないのかなと。これだけの災害があって人任せというわけには、私はないと思うんです。そして、本当に困っている人を率先して助けてやるのが行政で

あって、あとはもう少し各自が協力し合ってやっていくというのが、本来の姿であろうと思っています。特に車との交差点、事故のないように、そういう協力を求めていくことを一つ、ぜひ行政から投げかけていただければと思っています。これは意見でありますので、よろしくお願いいたします。

遠藤委員長　今、委員からの指摘も含めまして、市内全体で危険のない範囲で協力体制を取れるように、周知等の方法がありましたらぜひ検討していただき、各集落への案内等も含めて考えていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

志田委員　1ページ目のところなんですけども、2月9日の14時に災害救助法が適用されて、2月18日までの10日間という期間でした。この10日間というのは何か規定があったり、国からの指示があったりとか、そういうことでの10日間なんですか。

佐藤防災安全課長　災害救助法に規定された期間ということになっております。

志田委員　それから、その10日間では、下にも書いてありますけども「除雪業者等の不足により期間内に除雪作業ができない人の救済の為」に、2月28日まで延長になった。この延長になったその背景というのはどういうことなんでしょうか。

佐藤防災安全課長　背景と言いますと、今回、国の規定では10日間ということになっておりますけれども、国も今プッシュ型の支援をするという事で積極的に現場の状況だとか、こういったのを踏まえて市町村との協議の中で決めていくという中で、やはり人手不足のために10日間で終わらないという話が各地区から出たところを踏まえて、この延長という話になったと聞いております。

志田委員　最初の答弁の中で、10日間の期間ということが決められているということなので、こういう諸事情があって延長できたということは、今後こういう大雪がまた想定されるわけです。私も除雪の関係に携わっていますので、やはり市民の皆さんから18日までやってもらいたいというような話を聞いて、とても18日までにはできないということでお断りしたケースも結構ありました。その期間がもうちょっと最初から長い期間が決められていれば、市民の皆さんにも不安を与えず、除雪作業もできたのではないかと思います。延長できるのであれば、最初から2週間なりの延長期間を国に要望するとかということではできないのでしょうか。

佐藤防災安全課長　委員のおっしゃるとおり、私たちが今回の事例を踏まえまして、救助法のこの10日間というのは障害物の撤去という考え方の中で、障害物が今回たまたま雪ということになっておりますけれども、これは雪もそうですけれども、平時の夏場の土砂災害、そういったものも全部これに当たると思います。やはりその人手不足というのは、冬も夏も一緒ということですので、冬については今回こういった事例がありましたので、当然期間の延長については要望していきたいと思います。それは冬に限らず全体の救助法の見直しというのは必要ではないかなということで、国、県にはこういった形で延長、それからあと対象とかそういったものも含めていろいろと検討していかなきゃいけないと思うので、そういったのを要望していきたいと思っています。

佐藤委員　防災安全課長から、プッシュ型の支援というお話がありました。魚沼市の災害救助条例を確認してみたんですが、その中で、今ほどの障害物の除去なんですけども、この雪に関しては住家の屋根及び出入口の除雪については経済弱者とか、そういった方を対象にして行うということですが、この救助条例でうたっている対象の範囲が非常に狭いんじ

やないかなという気がします。プッシュ型ということで、もっと実態の大変さに応じて広げて、救助条例を見直していく必要があるんじゃないかという気がします。

それで、災害救助事務取扱要領、これは内閣府の政策統括官でまとめている資料なんですけれども、そちらを見ますともっといろいろなケースがあり、例えば住宅の側面にあるプロパンガスですとか給湯器が設置されている場所への通路が雪で塞がれている場合にはそういったところの除雪も対象になりますし、大量に降り積もった雪が窓ガラスに当たり壊しかねないような状況、そういったところも対象にしますとか、こちらではプッシュ型ということで対象をもっと広げて記載していますので、この条例についても見直しをしていただきたいです。

遠藤委員長 佐藤委員、市がどのような取組をしているか知っていますか。かなり枠を広げて今回もやっていますけれども、その上での質問でしょうか。

佐藤委員 そういう中で、条例を見直していただきたいと。

遠藤委員長 かなり拡大されていますけれども。窓ガラスも対象になっています。

佐藤委員 ですので、そういったところも対象としてうたって公表したほうがいいのではないかと。それは国のこういう取扱要領でそこまで明記されていますので。

遠藤委員長 あまり細かくすると、対象が狭まる可能性もあります。

佐藤委員 そういう拡大解釈という恐れもあるかもしれませんが、こういった条例は市民に対して、市でこういった条例を基にして運用しているということの周知という側面があると思います。そういった面では条例を、国の取扱要領に沿った形で見直していただきたいと考えますけれども、いかがでしょうか。

桑原総務政策部長 当然ながら防災、それから災害発生時の対応等については、自助が原則です。自助の次に共助、それでもできないところで公助ということで行政が出てくるころなんですけれども、大風呂敷を広げて全てが全て全部行政というところは、やはり原理原則から外れるものと捉えております。

佐藤委員 それも分かりますけれども、ただ国のこういった基準も参考にさせていただいて、また検討をお願いしたいというところを求めて質問を終わります。

遠藤委員長 ほかに質疑はありますか。(なし) これで質疑を終結いたします。本件につきましては、引き続き調査することで異議ございませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

あと1点でありますけれども、時間が大分過ぎております。ここでしばらくの間休憩いたします。

休 憩 (11:10)

再 開 (11:20)

遠藤委員長 休憩を解き会議を再開いたします。

#### ④大雪に係る空き家対応について（地域創生課）

遠藤委員長 次に、④大雪に係る空き家対応について、執行部に説明を求めます。

吉田総務政策部副部長 先ほどの災害対応の説明でもありましたけれども、2月に入って非常に積雪が増えているという状況の中で、市も空き家の状況、それを把握するために北部事務所と連携した中で、市内全域、空き家、それも主に隣接倒壊すること等により、隣接する住宅に影響がある、もしくは道路に面していて、それが市道、県道、そこに影響がある、そういった空き家を中心にパトロールを実施してきたところであります。(資料「大雪に係る空家対応について」により説明)

資料のその他3で、水沢の空き家になりますけれども、昨日この空き家が倒壊いたしましたして、県道の一部を雪が塞ぐという事案が発生いたしました。こちらの空き家につきましては、市の台帳で把握していなかった空き家になるんですけれども、地域の方からの通報によりまして現地確認をし、至急緊急的な安全措置をとる必要があると市も判断して、業者にもいろいろあたってみたんですが、やはり非常に積雪が水沢が多いという中で、屋根に上げるのは非常に危険だということで、受けてくれる業者が実はいなかったというのもありまして、ひとまず様子を見ながら、地域住民の方には注意喚起を促しながら対応をとっていたさなかではあったんですが、昨日倒壊してしまったという状況になっております。ただ、全て倒壊ではなく、一部残った建物の上にもまだ3メートルぐらいの雪が残った状況でありますので、そちらの部分について、一応所有者からは、そのまま建物を壊しても大丈夫だという話はいただいている中で、何らかの形でその屋根雪除雪の対応がとれないか、今、地元の事業者と相談をしているところでもありますけれども、こちらについても何らかの対応を近日中に市としてもとらなければと考えているところでもあります。現時点での空き家の対応状況については以上となります。

遠藤委員長 それでは、説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。(なし)なければこれで質疑を終結します。本件については、引き続き調査をすることで異議ありませんか。(異議なし) それでは、そのように決定をいたしました。

その他に執行部から報告事項等がございましたらお願いしたいと思います。

内田市長 報告事項はないんですが、今ほどからの大雪の話でありますけれども、雪が降りあがりましたが、気温が上がるということで、昨日の庁議においてもあらゆる場所、子どもから高齢者まで命を守るということについて、皆さんに指示をさせていただいて、昨日対応していただいたと思っています。議員の皆さんにも報告はいつているかと思いますが、そういった中で、先ほどの議長のお話にもありましたが、出会い頭の事故に遭わないようにということは区長を通じて出ていますが、そういったことも含めて徹底して、これからまた雪が重くなるということがありますので、上から落ちてくるということの中で、事故が絶対に起きないようにということを指示させていただいていますので、また皆さんからも危険なところがあれば、市の防災安全課に連絡をいただければと思いますのでお願いします。以上です。

遠藤委員長 今、市長からお願いということでお話をいただきました。議員の皆様におかれましても、市民からいろいろな声をいただくかと思っていますが、また市と情報共有をしながら、危険のないように市民の安心安全につながる行動ということの中で、取り組むことだったりよろしくお願ひしたいと思います。

委員の皆さんから執行部に対して確認等も含めて何かございますか。ここでしばらくの

間休憩といたします。

休 憩 (11 : 26)

再 開 (11 : 28)

遠藤委員長 休憩を解き会議を再開をいたします。ほかに質疑はございませんか。(なし) これで質疑を終結します。それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。協議事項もないようでありますので、本日の会議録の調製については委員長に一任をお願いいたします。本日の総務委員会はこれで閉会といたします。

閉 会 (11 : 29)

総務委員会

委員長 遠藤 徳一